

清廷と佛教・殊に臨濟宗

藤井草宣

日 次

第一章 順治帝の高僧召遇

清初の佛教の輪廓

一僧兩朝の紫衣を受く

清初の北京の禪宗

玉林と筇溪との詔見

天童の道恣入観す

康熙帝の南巡

康熙帝と高僧

天童系の隆昌

西蜀の破山

第二章 雍正帝の愚僧政策

玉林・道恣優劣論

三峯派の潰滅

禪門への大干涉

御選語錄の指導方針

第三章 雍正帝側近の佛學者

藩邸時代の禪學

悲運なる迦陵

迦陵退隱の理由

章嘉喇嘛

明鼎の寵遇

當今法會の人々

龍藏重修と超盛

賜紫四度の宮廷僧

玉林の法裔天慧

宮廷僧の墮落

磬山系の諸派

〔餘錄〕 律宗と福聚の召見

小序

〔有清一代ハ、ソリ政治的背景ニ漸取思僧政策ヲ、シテ削官牒解放ス

剃度於是出家ハ、ダクルモノルモノノルトコロ

一般不^レ能^ミ立足^ニ社會^ニ或^レ貧病無^レ依^テ的^リ男

女^{ミナヒキナ}相率^{シテ}出家^{シテ}以致^ミ養^{スルニ}成^{スルニ}般^ラ嘒^ラ羊僧侶^ハ爲^ミ社會^ノ詔病^{トビ}及^ミ洪

楊大破壞後、僧侶ニテサヘ廟貌之興復ニシテヲスル、不_レ能_シ力修持スル。常惺法師「支那佛教的歷史的演變」拔粹〔海潮音誌一百八十六號〕。此の文は、予が本稿執筆を速成せしめたる動機を爲すものなり。「愚僧政策」の一句、實に絶妙の言にして、民國となりて今年は廿四年、然も、愚僧政策の餘毒は中華五十萬の僧尼を熟睡せしむ。中に、太虛法師の如き覺醒呼號せる人物あるも、未だ「中國佛教會」を中心とする僧衆は舊慣を脱するの計を爲さず。常惺法師は太虛法師一派の老將、今は廈門佛學院長なり。昨年晚春、杭州に於て鈴木大拙博士一行を迎へて暢談すること數次。予も亦その中に在り。而して今年七月、久しうぶりにて常惺法師の一文「海潮音」に掲げられて到着す。一讀、感慨禁ぜず。舊稿を籠底より出し、此の「愚僧政策」が如何なるものかその根柢を突かんことを試みたり。尙ほ、法律上のことば茲に載せず。更に稿を追うて付加する考へなり。

第一章 順治帝の高僧召遇

清初の佛教の輪廓 明より清へ移る兩朝の隆替交番に際し、佛教及び僧侶は如何に取扱はれ、如何なる影響を受けたかといふに、清朝は、元來、滿洲に在つて喇嘛

教を使用してゐたのであるが、入關後は、漢民族を統治するには漢人を用ふることの可なるを知り、明朝の政策を多く踏襲したので、従つて對宗教の制度も亦た之に準じたのである。⁽³⁾ 卽ち先づ順治年間、禮部に發令せしめて、寺觀の建置、僧尼の雍度に嚴に限制を加へた。「僧道の官制」にして明の遺制のまゝを採用したものは、即ち、(1)僧錄司、(2)左善世、(3)右善世、(4)左闡教、(5)右闡教、(6)左講經、(7)右講經、(8)左覺義、(9)右覺義となし、僧錄司は京師に在つて天下の僧・教の事を掌らしめた。各省府には、「僧綱司」を設け、都綱一人、副都綱一人を置き、州には「僧正司」、縣には「僧會司」を置いた。當時の佛教の諸流は、明代よりも多少の變化を生じたが、矢張り禪・殊に臨濟禪は主流となり、曹洞が之に次ぎ、餘の禪宗五家の區分は殆んど有名無實と化した。而して宗派の分類は下の如くである。即ち明の太祖の洪武十五年に、禮部によつて榜示されたる制には、佛寺を禪と講と教の三等に分ち禪を第一等とし、華嚴、天台の諸宗は講に屬せしめ、儀式、作法、祈禱、禮拜、經懺等の

所謂「瑜伽」は、之を教と爲したのである。密教も亦た教に歸屬した。この分類は清代に來つては、禪、講、教のうち教に淨土を含ましめ、更に律宗の復興^(五)があつたので、つまり、禪、講、教、律の四類となつたのである。又た密教には黃衣派と紅衣派とあり、之に對して正統佛教は總じて青衣派と稱へることもあつた。以上が大體の輪廓である。

○蕭一山著「清代通史」上卷、四五三頁。

○蔣維喬著「中國佛教史」下冊、卷三ノ十八、卷四ノ二。「東華錄」順治二年四月及び順治十三年十一月等の條にあり。

○同上、卷四ノ廿四。

○同上、卷三ノ十九。

○同上、「寶華山志」、「新續高僧傳四集」等によりて別に此の項に就ては研究せるものあり。

一僧兩朝の紫衣を受く 清廷に於ては、又、明朝の風に習つて、高僧を召遇し、之に紫衣等を授けて保護を加へた。中には一人にて明清兩宮廷の恩召を蒙つた者もあつた。南京古林寺沙門性璞^(六)はその一人である。性璞は、字は印含、姓は王氏、江蘇省吳縣の人で、明の萬曆

四十三年、實兄の隱微理と偕に蘇州香餘寺古馨の弟子となつた。後、隱微の示寂に際して、その紫衣、法物、及び著述等の付屬を受けた。明の崇禎十年、召を蒙つて入京し、紫衣を賜つたが、清朝入關するや、亦た順治帝の詔を受けて入京し、紫衣を賜つて山に還り、兩朝の恩禮を恭うした。順治三年十一月示寂。壽七十八、臘四十。

又之に反して、明室の殊遇を受けたる僧にして、清朝入關後は固く世縁を絶つたものもあつた。北京臥佛寺の僧清(字滿月、山東の人)は、明、崇禎二年、玉泉山二聖庵にて講經せる際、その使へる盥水の銅盤中に異花を氷結せる奇瑞あり、明室の皇后の上聞に達して其の賞賚を受け、又襄城伯李國禎、司禮監王の臣曹化淳等の官紳の歸依を受けたので、清朝北京に入れる後は、二聖庵に籠つて玉泉山を下らず、遂に七十餘歳にて逝いた。

又、雲南雞足山斷際庵沙門寂定は、明の永明王の追放されし後は、石室山に入りて下らざりし事跡もある。此外、明朝の遺臣にして出家して隠を全うせるものも頗る

多く、四明大梅山保福寺沙門行職、衡陽岐山仁瑞寺沙門懶放の如きがその例である。

①「新續高僧傳四集」卷廿九、「吉林祖庭彙誌」。律宗の僧なり。

②「勅建弘慈廣濟寺新志」

③「雲南叢書」のなかの「演釋記」にあり。

④「新續高僧傳四集」卷五六。

⑤同上、卷廿六。

清初の北京の禪宗 明末清初に於て、北京には廣濟

寺の恒明、滿月、玉光等の如き名僧あり、又愍忠寺、

法源寺等の大寺にそれより住持する知識も多かつたが、

然も禪宗は、宋、元、明以來の餘力をもつて特に江南の

諸刹に隆昌を極め、就中、臨濟の系統に屬せる天童の圓

悟と、磬山の圓修の二派は、浙江、江蘇の兩地に根據を

置きて分立し、その繁榮を競ふが如く、早くも北京海會

寺に天童の費隱の法孫たる慤璞聰が道法を弘めてゐた。

順治十四年、帝の南苑に巡狩せられし際、適々海會寺

に幸臨して聰を延見し、奏對、旨に稱うたので、また禁

庭に召致して佛法の大意を下問せられ、其冬、萬善殿に

結制を命じ、明覺禪師の封號を賜つた。之より帝は慤璞の奏上によりて、江南に存する宗門の耆宿を慕ひ、先づ玉林と筇溪とを召遇し、次で玄水杲を内庭に接見し、更に天童の道恣を召見せられたのである。

①「勅建弘慈廣濟寺新志」

②「磬山天隱修祖語錄」あり。圓修は圓悟と同門なり。

③「詳傳未見。『中國佛教史』卷四ノ四等に散見す。」

④「宮廷内に在る佛堂。」

⑤「圓悟勤禪師語錄」あり。圓悟、字は密雲、天童の中興也。

⑥「圓悟勤禪師語錄」あり。圓修は圓悟と同門なり。

⑦「詳傳未見。『中國佛教史』卷四ノ四等に散見す。」

⑧「詳傳未見。『中國佛教史』卷四による。」

⑨「詳傳未見。『中國佛教史』卷四による。」

玉林と筇溪との詔見 有清一代を通じて、最も著名

にして、且つ高僧の龜鑑とされたるは玉林國師通琇であ

った。初め年十九にして江蘇省磬山聖月寺に圓修を禮し

て薙染し、専ら修に從つて受具し、精究の後、其の法席

を繼いだ。順治十五年、詔を奉じて入京す。帝は勅諭を

下し、萬善殿の寶座に陞らしめて說法を求め、常に親臨

して屢々問答せられた。時に欣喜して「謝」と稱せらるることもあり、遂に大覺禪師の勅號を賜つたが、幾何もなく辭して山に歸るに臨み、勅命に従つて、弟子筇溪を留めて京に在らしめた。然るに、十六年に至り、再び勅諭を下して玉林を加封して大覺普濟禪師と爲し、十七年復た詔して入京せしめ、西苑に迎へて問答せられた。此

度は、帝親しく都城に皇壇を建立し、衲子一千五百人を集めて傳戒を行はるゝこと、なり、その羯磨たらしめられたのである。此時、更に大覺普濟能仁國師と加封された。翌十八年、帝の崩御の後は、玉林は浙江の西天目に上り、禪源寺を復興して此處に住み、康熙十四年、淮安に赴き、慈雲庵の旅窓に於て示寂した。開堂說法四十年、春秋六十二であつた。

筇溪は、玉林の高弟にして、分座說法を許さるゝに至つた。名は行森、別號は慈翁、廣東博羅の黎氏である。壯年出家し、雪嶠^(五)信に從ひ、その寂後玉林に參じたのである。恩命により玉林に代つて數年間北京に留り、厚き恩遇を蒙つたが、一日、五臺に上つて靈異を感じ、辭を

請うて、住持地の龍溪に歸つた。帝は御書を賜り、寺號を圓照と名けられた。康熙十六年示寂、壽六十四、臘三十六、雍正十一年、追封して明道正覺禪師と賜ひ、玉林とともにその語錄は「御選語錄」に入るの光榮に浴した。磬山派が北京に入り、宮廷佛教となるに至つたのは、玉林、筇溪以後のことである。

① 「普濟玉林國師語錄」及「年譜」あり。「中國佛教史」卷四、

亦詳し。

② 「西天目山志」あり。「西天目山志」卷四による。

③ 「西天目山志」あり。

④ 「新續高僧傳四集」卷三十八。又「中國佛教史」に散見す。

⑤ 「雪嶠信禪師語錄」あり。

⑥ 雍正帝の敕選の語錄集なり。後に述ぶ。

天童の道志入覲す 玉林の入京せる翌年、即ち順治十六年、詔を奉じて萬善殿に進んだのは天童の再住道恣で

あつた。名は字は木陳、號は夢隱、晚年は山翁と號した。廣東潮州茶陽の林氏の子、幼にして沈毅夙慧あり、總角にして藝文を以て名を鄉曲に擅にし、考試を受けて生員となつた後、出塵の想を發し、大慧語錄を讀みて後は、

遂に江西に走り、廬山開元寺の若昧明に就て出家した。

爾來、憨山、黃檗の諸名宿に参じて後 天童金栗院にて

圓悟に投じて徹悟した。圓悟の寂するに及び其の法席を繼ぎ、順治三年退任して費隱に補住せしめたが、十四年

再住したのである。道恣の入京するや、帝は、學士王熙、馮溥、曹本榮、及び狀元孫承恩、徐元文らをして萬善殿

に於て問答せしめ、恆に親しく之を聞いて頗る法悅を樂しみ、時に下問を發して奏對せしめた。又た萬善殿、惑

忠寺、廣濟寺の三處に於て結冬を行はしめ、帝親ら方丈に臨みて論究せられ、筠溪、玄水、憨璞の三人に命じて

之に列席せしむるを例とした。⁽³⁾翌年、恣の辭を請ふに當り、命じてその法嗣たる旅菴と山曉の兩人を京に留め、

法壇を善果、隆安の兩寺に開かしめ、恣に宏覺禪師の號を賜り、天童の寺名を弘法禪寺と改め、勅印を授け、その辭歸に際して親しく出京を送られた。恣は南歸の後は

金栗院より會稽の化鹿山の平陽明洞天に退き、康熙十三年入寂した。壽七十九。著述に九會語錄、北遊錄、紀念專譜、三世奏對錄等あり。北遊錄は萬善殿の論究を記せる

ものであるが、後に雍正帝の忌憚に觸れ、上諭⁽⁴⁾によりて不敬の書として破毀せられた。

④ 「天童寺志」、「新續高僧傳四集」卷廿二及「中國佛教史」卷四ノ廿七。

⑤ 旅庵、名は本月、「中國佛教史」卷四に見ゆ。詳傳未見。
⑥ 「新續高僧傳四集」卷九にあり。名は本哲。後天童寺の主となる。

⑦ 雍正帝の上諭は、佛教に關するもののみを集めたる單行本「雍正上諭」あり。

康熙帝の南巡

順治帝の晩年に於ける參禪は頗る熱烈なるものがあつたに比し、康熙帝は、若年より經史の習學に力を注ぎ、康熙辭典等の編纂事業あり、その六十年に亘る治世中、佛教に對しては特筆すべきものはない、但し兩度南巡して、巡路の佛閣に尊崇を加へ、且つ高僧を優待して之に紫衣等を賜つたことは枚舉に暇なき程であつた。

二十三年南巡して楊州に至り、天寧寺に「蕭閑」、平山堂に「怡情」の題詞を賜ふ。對岸の金山に登りては、勅して重修を命じ、文を製して石に勒せしめ、扁額を書して

「江天一覽」と賜つた。

二十八年第二次の南巡には、蘇州鄧尉山聖恩寺に於て親しく拈香禮佛して額を賜り「松風水月」と書し、靈巖寺に詣でて「翠嵐」の額を賜る。杭州の靈隱寺、雲棲寺、南京の大報恩寺等に幸しては、山林學道の僧に優禮を加へられた。

又帑を發して南海の普陀山普濟寺（前寺）を重修せしめ、御製の碑を記し玉ふ。法雨寺（後寺）には南京の九成殿を下賜して大殿と爲さしむ。又親ら重修天竺碑を書きて與へる等江南の佛教をして湧躍せしめた。而して碑記の多くは、儒釋一致の思想を示してゐる。之を、御製

旃檀佛西來歷代傳祀記^(四)に見るも、帝の思想的立場を窺ふことが出来る。曰く「朕聞く、佛は遷善去惡を教へ、世を治し、民を化せしむるところあり、故に歷代尊崇し流傳す」とある。要するに前代の遺風を受くる程度であつて、佛教に對しては不即不離にて爲政上の良機闢と考へられたものと見える。次に帝の愛顧を受けた僧侶の傳を引いてみやう。

○〔金山志」「北固山志」「焦山志」「平山堂小志」等皆之を載す。「中國佛教史」卷四ノ四。

〔三〕「普陀山志」に詳し。

〔四〕「雍正上諭」の卷頭に之を掲ぐ。

康熙帝と高僧 帝の時代に、北平廣濟寺に湛祐なる僧があつた。字は天宇、三韓の金氏の子にして廣濟寺中興の傑僧恒明の弟子である。祐の南遊して寺に歸りし後、別室を造りて之に居り、室前に桐に似たる奇樹を植ゑたが、毎春その樹に紫藍色の花が咲くので、帝は之を愛好し、屢々幸臨して花下に對問せられ、御書の金剛經、藥師經、羅漢贊等を下賜された。又た同寺の昭福（字は

振寰、河北の大興の孟氏の子）も亦た恒明の弟子であつたが、その持律堅固なるを尊び、康熙二十五年春、詔して潭拓山岫雲寺に住持せしめ、同寺をして西山の佛寺の冠たらしめられた。昭の病むや、内務府の選醫を遣して看護せしめられ、その三十八年五月六十六歳にて入寂せし時は、特に内帑を發し、龍旗、御杖を賜つて葬を盛にせられた。其後、四十一年の春、山に重幸して昭の繪像に詩を題して追慕の情を寄せられたといふ。

○三三 「勅建弘慈廣濟寺新志」にあり。「潭柘山岫雲寺志」亦
③の傳を載す。

天童系の隆昌

先に述べしが如く、清初の臨濟宗は、
浙江の天童圓悟の法孫と、江蘇の磬山圓修の一系と相競
ひ、それより江南の諸刹に散在して天下に呼號するの觀
を呈したが、殊に道恣の外、費隱、隱元^④ 法藏、破山等
の諸大家を出したる天童の一系は、その勢力、遠く長江
を溯つて、武漢、南岳、四川の方面にさへ波及した。法
藏は後に圓悟より破門されたが、然も其の門戸の盛大な
こと、他に比類がない程であつた。今、その中にて費
隱と破山との傳を記し、法藏の傳は別に項を立て、検す
ることとしたい。

○三四 費隱は、名は通容、福建福清の人、本姓は何氏、十四

歳にして鎮の東衛依慧山に入りて出家し、壽昌經、博山
來、顯聖澄等に歴參す。澄に最も重んぜられ、代座說法
するに至る。後、圓悟の語錄を閲して之を慕ひ、越の吼
山に於て謁し、通玄寺、黃壁寺に隨侍して遂にその付屬
を受け、後、金粟及び天童の主となつた。塔院寺田の恢

復に功あり、晩年は徑山を経て石門の福嚴に到りて順治
十八年二月示寂した。

天童の法席は道恣、費隱の交互に住持せし後は、恣の
弟子本哲^⑤と本晝の二人が次第して相繼いだ。

○三四 隱元隆岐は、日本に渡りて歸化した。日本の黃蘖山萬福
寺開山也。

○三四五 法藏傳は、本文第二章の「雍正帝の愚僧政策」に就てみよ、
「新續高僧傳四集」卷二十二。
○三四六 「同上」卷二三、本晝字は天祿、詩僧である。本哲、本晝
兩人以後は寺運振はず。髮賦の亂に寺宇燬滅せられたる
た、金山の淨心が重興し、敬安が南岳より迎へられて住
持するに至つて堂塔伽藍の完備せること昔日の趣を示
した。

西蜀の破山

清代の僧傳を檢するうち、長江上遊の大善知識として破山の名が頗る多く出でて来る。破山は
名は海明、人々は萬峰老人と稱んだ。姓は蹇氏、代々四川渝城にあつたが、後移つて大竹の人となつた。十九歳
にして大持庵の融光に就て祝髮し、慧然なる人より楞嚴の講義を聞いて大疑を發し、古人の語錄頌古をよむも入

處なく、出でて參方することゝなり、湖北の破頭山に入つて苦修し、更に南遊して慤山、博山、雙髻、雪嶠、溝然の諸宿を訪ね、溝然より受具の後、浙江金粟寺に於て圓悟に入門し、遂に其の付属を受けた。暫く浙江の苕溪にあつて止息し、明の崇禎二年冬、近くの嘉禾の東塔に

移り、同五年、蜀の官紳の請によりて四川に歸つた。萬

峰の古刹、音鳳山靈祥寺等の道場に座すること九度、二十年間を過ぎた。明季甲申の變以來兵禍止まざる中にて李立陽將軍に會して其の殺人を嗜むを慈導せしこともあつた。⁽³⁾ 順治十年、戰爭平定の後は、梁山の舊紳の別墅に於て雙桂福國院を創建し、四衆を迎へて大叢林と爲した。康熙三年總制李凱の母喪の爲めに招かれ、四川と湖南との巫山道を通り、旅程九十日を費して赴き、歸院の後、同五年三月壽七十四、臘五十九にて逝いた。得法の弟子八十餘人あり。著述亦た頗る多く、語錄、詩集がある。

天童派は斯様に其の門葉天下に満つるのであるが、雍正帝の十一年に及び、急に上諭を發して、道恣の

北遊錄を破毀せしめ、更に三峯の法藏の一派を根絶せしむるの大事件あり、爲めに天童の一流は九天直下、一落千丈の慘状を呈し、反つて磬山の一流が獨り永く命脈を保持するに至つたのである。此事は次に述べることゝする。

〔新續高僧傳四集〕卷五六。

〔3〕「明季甲申之變、刀兵橫起、殺人盈野、有李將軍立陽者、殘忍尤甚、人呼李鵠子、嘗講明至營中、明思導以慈、念化其殺機、陽逐強之食肉、明日、公不嗜殺人、僧何惜一口、陽曰弟子不殺人、願師常肉食、然每於暴怒之下、多所全活。」云々

第二章 雍正帝の愚僧政策

玉林・道恣優劣論 雍正帝は、その龍潛藩邸に在ること頗る永く、此間に「經史を研究するの餘暇、また性宗をも拈じて、御極の時までには既に相當の蘊蓄をもつて居られた。此事は十一年正月二十五日の上諭に於て自ら述べて居らるゝところである。然も此の上諭は、順治帝が優禮を加へられたる玉林通琇と木陳道恣との兩禪

師に對して峻烈極る比較論評を加へて、宮廷の權威の前には一點の不敬も許さざることを示威されたものである。即ち「登極以來既に十年になるから、最早や庶政整理も一段落となつたにより、佛教に談及するも誰も疑ふものはあるまい」といふ前書きを示し、さて、玉林の所著は「性地超脫にして乃ち直ちに三關を踏めるもの、實に能く宗風を丕振し、法旨を闡揚⁽¹⁾するものであるが、之に反し、道恣は「語錄の文采華麗にして其中に取る可きものなしとせざるもの、而も、支離牽強の處あり、又法門に於て正知正見を具し、尙ほ大過なきも、但だ著す所の『北遊集』六卷は、則ち乖謬の語ありて觀閲に堪へず」と評し、その一二の實例を擧げて、順治帝に對して不遜の言を洩せるものと斷じた。畢り、玉林が教家たるの本分以外に出でなかつたのに、道恣は、禁中の箇事をも漏洩して名譽を誇耀せることを筆を極めて非難せられたのである。而して、此事は、又玉林の弟子にして師に隨行して入京せし行峯が『侍香紀略』一冊を著して内庭の語言に就て記述せることにも論及され、その師に

似ざる無耻の流として叱斥し、此の一書及び更に康熙帝の南巡の模様を僧衲が記載せる書は悉く破爛せしめ、僧徒のこれを私藏するをも嚴禁し、進んで行峯以下の徒衆ものは鐘板の撤去を命じた。但し道恣に對しては、曾て順治帝の恩眷もあつたし、その師の圓悟が宗門の妙諦に契ひその語錄も禪教に裨益するところがあるから、惹いて恣の處分は寛免するといふことであつた。いよ／＼此年より帝の刻薄寡恩の銳利なる性格は佛教に向つて發動することとなり、之と前後して三峯派の法藏と弘忍に對する彈壓⁽²⁾は下り、次で長文の明諭が發せられた。

① 「雍正上諭」原漢文。

② 「中國佛教史」卷四、「雍正上諭」の文中にあるも、詳傳未見。

③ 稲葉君山著「清朝全史」(漢譯)五八頁。

④ 呂晚村の文字獄に比せらるゝ佛教界の重大事件の一なりらる。「三峯・靈隱・靈巖は海内にて佛法僧の三寶と稱せらる。靈隱の門庭は天下に甲たり、學衆數萬指に満ち、

南宋の佛海の時より減ぜず」と述べ、靈巖の弘儲の嗣たる寶雲は「天童悟和尚は、大機を一棒に藏す。三峯藏和尚は大用を三玄に顯して、奇より正に入る道は合するも離るゝが如し。吾が先師靈巖儲和尚は起つて躬ら集成す。臨濟の道は先師に至つて極盛となれり」というてゐる。これ皆三峯一派の降勢を稱賛せる語である。

(三) 法藏は名は漢月、初め海虞の三峯に法席を開き、百日の不語死關をなし、折竹の聲を聞いて忽然大徹したが、無師自悟を嫌つて、乃ち天童圓悟に謁し、一見して相契し、命ぜられて首座となつた。その後、見解に於て圓悟の首肯し得ざるところあり、法藏の著せる「五宗原」に對して「闢妄救略說」十卷を書いて大いに駁斥した。すると法藏の弟子弘忍は、「五宗教」を作つて之を辯駁した。然も三峯派はいよいよ盛大を極め、弘禮の門には願雲出でて江西の洪州雲居寺に在り、弘儲の門下より原直あらはれて湖南の南岳禪嚴寺に旗を立て、又同門の楚英は湖北の潭州雲蓋寺に住し、相呼應して長江上下に榮えた。然るに此一派の所説は古來の祖師の相傳と一致せざる

所多く、磬山圓修等の疑問攻撃もあり、惹いて遂に雍正帝親しく「揀魔辨異錄」八卷を作り、「五宗教」の「狂悖」なる點八十餘條に亘つて逐條に駁正し、併せて「五宗原」をも破斥せられ、進んでは天子の尊位を以て僧徒と論戰するを潔しとせず、急に上諭を發し、實力を動して各省督撫に命じて法藏、弘忍の著作は悉く板を燬ち、その支派を削除して永く祖庭に復するを許さざるに至つた。爾來三峯派は潰滅し、その影響を受けて天童系凋落し、之より磬山派の溫良なる一流に統括されて活氣を失ふに至つた。

(四) 「宗統編年」を著す。その中にあり。

(五) 「中國佛教史」卷四にあるのみ、詳傳未見。

(六) 「中國佛教史」卷四に散見す。詳傳未見。その「五宗原」亦未見。

(七) 流布單行本あり。續藏に在り。

(八) 弘忍の傳記未見。雍正上諭の中には魔藏、魔忍の語を以てこの師弟を罵れり。「五宗教」の單行本未見。

(九) 磬山修語錄卷第十一に載す。「復問」として「復三峯漢月藏公、附來書」及び「因閱五宗原題附」「又答問辨判」等の討論あり。就て見るべし。

三峯に對する上諭は、十一年二月十五日附のものにも見え、次で同年四月八日に於て特に之を取締る爲めに發せられた。

天童系は大體左の如き分布であつた――

1、寧波天童寺――圓悟――道恣――本哲――本晝

費隱

――隱元(日本へ渡る)

破山(四川に榮りゆ)

法藏――弘忍(破斥さる)

弘禮――願雲(江西)

弘儲――原直(湖南)

楚雲(湖北)

寶雲

隱元傳は「新續高僧傳四集卷五十六」にあり。別に又「年譜」あり。日本にて流通す。

禪門への大干涉 雍正帝の三峯派に下した大鐵柵に

よつて天童派は潰滅したが、帝は更に進んで一般的に禪門全體に亘つて大整理の上諭^(一)を特發した。中に「達磨西來し、九年面壁して、まさに二祖慧可を得て傳衣す。佛祖の慧力を以て人天を接引するも、尙九年の久しきを俟ちて、始めて一人を得たり」といひ、然るに「薄天の

下、萬利に萬僧が萬拂し、師は盲を以て傳へ、弟は盲を以て受く」と罵り、「殊に甚しきは、名利熏心するに至り、大妄語をなし、やゝともすれば、佛を喝し祖を罵り、戒律を重んぜず、彼此相欺き、拂を賣り、衣を賣ること市井に同じ」といひ、「法藏、弘忍の輩は、惟だ士大夫と結交し、勢力に倚托して法席を保護するの計を爲す。士大夫の中には、喜んで作家居士の名を負ふ者、その顛倒を受け、互に相標榜す」と當時の禪風の弊を摘發した。況んや結制せず、坐香せず(甚しきに至つては飲酒食肉して戒律を破毀し)^(二)惟だ吟詩作文を以て士大夫に媚悅するは本を捨て末を逐ふものにして、是の如きに心を居くものは倡優と何ぞ異らむ」と嘲り、斯くて大聲一番、「特に明諭を頒ち、叢林に曉示せしむ。目今より直省諸刹の堂頭、若し自信無疑にて、已に向上に臻りて、もし朕に來見を之に接せん。其れ深山窮谷の中にて、或は獨り煙霞に飽き、敢て盲師の衣拂を受くるを肯ぜず、自ら正知正見を具する人は、宜しく宗風の頽敗を念うて、出でて佛恩に

報すべし。果して是れ實踏三關にして知見超越せば、朕は必ず禪師の號を褒賜して從上諸祖の法乳を繼がしめん。若し名利心を以て徼倖の思を生じ、一度朕の前に至り、水落ち石出でなば、汝既に世榮を希冀するも、朕

は即ちこれを法網に投ぜん」とあつて、之を禮部より直省の督撫に諭し、天下の宗門禪林に曉示せしめたのである。斯くて諸省の長官より禮部に上奏し、資格具備せる高僧は二字の禪師號、銀印、縫衣を賜り、それらの入京の際は、宗、律、教の三者に俱に通じたる者には勅選によりて大叢林の住持たらしめ、封號を加授し、紫衣金印を賜つたのである。これより各地の大寺院の住持を詮考するに當り、地方長官並に地方紳縉が協議するの風を生じた。

今此の一舉を檢するに、皇帝位に在つて、自ら直接天下の宗教家の資格を鑑定し、之が統制を一手の下に握らむとするものである。然も其の皇帝の立脚地は、自ら「局外」と稱する政治家であるから、これは宗教そのもの、爲めには一大干渉と云はねばならぬ。而も帝は、自らそ

① 「雍正上諭」にのす。

② 同上の中の別の上諭の文に此語あり。

③ 宗、律、教の三者とありて、講の一を云はざるを注意せよ。

④ 「雍正上諭」中にあり。
⑤ 下に詳述す。

御選語錄の指導方針 雍王皇帝は、その十年四月に「御選語錄御製總序」を書き、十九卷の大部冊より成るその編纂物を刊行せしめた。選ばれたるは悉く支那高僧居士及び道士である。

卷一は、大智圓正聖僧肇法師——帝は僧肇をば達磨以前の支那に於ける禪祖と考へられたのである——
卷二は、洞明妙智永嘉覺禪師、
得大士。

卷四は、靈覺大圓鴻山祐禪師及び真證通智仰山寂禪

師。

卷五は、圓證直指眞際趙州諗禪師。

卷六は、慈雲匡真弘明雲門偃禪師。

卷七は、妙圓正修智覺永明壽禪師。

卷八は、大慈圓通禪仙紫陽真人——これは道家羽士である。

卷九は、正智明覺雪竇顯禪師。

卷十は、明宗真覺圓悟勤禪師。

卷十一は、大覺普濟能仁玉林琇國師及び明道正覺節

溪森禪師。

卷十二は、和碩雍親王圓明居士——これは帝自身である。

以下は外集として、卷十三は雲棲蓮池大師。

卷十四より卷十八までは歴代禪師——指月錄、禪宗正脈等より選出す。

卷十九には、當今法會を附した。

各卷には一々御製の序を書いて之を推賞せられた。又圓明居士語錄には圓明百問及び上諭二通を附し以て

清廷と佛教・殊に臨濟宗

家得意の眞諦を發揮せられた。又當今法會の卷に於ては、即位の後に在廷の親王及び文武百官の中に於て、帝に從つて正知正見を悟得せる者八人及び一般の臣下にて優秀なるもの、語錄の編纂關係者等より「同時證入」者沙門五人羽士一人を選びて其の語錄を之に収めたのである。

茲に注意すべきことは、中に道家羽士紫陽真人を加へたることである。これは眞人が仙佛一貫の旨趣を主張し反つて禪の妙諦に悟入してゐることを重用したものである。次に帝が特に雲棲大師を推頌し、其の禪淨融會の境地を鼓吹せる點を探用し、總序に於て既に「雲棲法彙」の一書を紹介し、「未だ善知識の洞徹に及ばずと雖も、然も、正知正見を具せざるに非ず」と「此の淨土の一門を兼ねて、未了證者をして菩提道場を建てしむ」と示し、御選中の語錄の序に於ては其の意を更に詳密に諭示されたのである。此の爲めに、遂に一般の佛教徒は、滔々として禪淨融會の方面に向つて流行することとなり、純粹なる禪宗の修學は漸く萎微し去るに到つたのである。

○「當今法會」御製序。

第三章 雍正帝側近の佛學者

藩邸時代の禪學 上來見るが如く、雍正帝が、佛教、殊に禪門統制の權を一人に掌握するに至るまでに通曉するには到底尋常一樣の努力でないことは察し得らるるところである。果して如何なる人々によつて修得したか。

帝はその十一年正月發せし上諭——玉林道恣優劣論をなせし——中には「朕、さきに藩邸に在りて常に禪衲と往來し、性宗の學を講論し、一番の狼籍なしとせず、迦陵性音と頻りに相接見す」といふてある。然も此の迦陵に就ては「當日、その言論を聽くに、正知正見に於て、無しとはいふべからず、而も情性は正法に好けれども、其の行履は未だ實に貼する能はず。是を以て朕の御極の時、諭して歸隱せしむ。蓋し其の法門とともに無益なるを恐るればなり。越えて數年にして、性音圓寂す。朕、時下の宗徒の類が法席に謬參し、佛旨に達せざること

は、之を性音に較ぶるに、更に遠く遜れりと爲す。是に於てか、部に勅して、かれを禪師に追封することを賜議せしむ。又かれが、昔、開堂說法し、禪衆の爲めに稱へたる所に因つて其の語錄の自ら能く佛教を裨益するを想うて、亦諭して入藏せしむ」とある。然も後に又々一轉して、封號を削去し、入藏せる語錄を撤出したと宣べてある。藩邸の舊跡に於ける私記が外間に傳つて「天下を欺く」を怕れたからであるといふ。雍正帝の迦陵に対する取扱ひは、頗る苦慮の跡が見える。此裏には更に何人か々無ければならぬ。

悲運なる迦陵

然ならば迦陵とは如何なる人か。その名は性音、別號は吹餘、姓は李氏、濟陽の人である。母の許氏が日輪懷に墮つる夢を感じて生れた。面は圓月の如くであつた。童時、章句を受くる間に、性命の説に就て疑問を生じ、長ずるに及んで世縁を樂しまず、年二十四、高陽の毘盧寺真一に投じて薙髮した。尋て具戒を受け、本來の面目に參じて省あり、辭して南遊し、濟洞諸派の尊宿を訪れ、杭の理安寺の夢菴に見え、遂に衣拂を

受けた。康熙四十六年、夢菴が北京柏林寺住持に任するや、招かれて入京し、分座說法す。翌年、夢菴寂す。依つて西山千佛寺に退き、茲にて提唱するに聽者三千餘に達したといふ。六年の後柏林寺に住持す。三年を過ぎて理安寺に入り、次で廬山歸宗寺に居る時、召命ありて大覺に侍した。雍正元年春、院事を謝して南遊し、是より居所を定めず、四年の秋、再び廬山の歸宗に入り、九月示寂す。禮部親王其の事蹟を彙し、奏聞して圓通妙智大覺禪師と勅贈された。著に十會語錄二十卷、語要一卷、指要一卷、外に宗鑑法林七十二卷の編纂に當り、又是名正句八卷、宗統一絲十二卷、雜毒海八卷がある。

（一）清代の僧傳を見るに、多くは關内にして、滿洲出身者は極めて少し。稀に見る一人とす。

（二）夢菴は名は超格といふ。「新續高僧傳四集」卷二十四。

迦陵退隱の理由　迦陵が退隱を命ぜられたのは何に因由するか。それは西藏の喇嘛章嘉呼土克圖との帝寵に敗れた爲めである。「御選語錄」の「歷代禪師後集」の下に附せる御製後序には此間の經緯が詳述してある。即ち藩邸時代の帝は、康熙五十一年正月、僧を延べて坐七を

修した際、帝の心境を見て迦陵は「已に元微に徹せられた」と許した。然るに帝は之を章嘉に下問せしところ針隙中の所見は全見とは云へない」とて許さなかつた。爲めに帝は更に奮勵精進し得たのである。其後も迦陵は章嘉とは敢て争はず、嚴格な言を呈し得なかつたのである。そこで迦陵は妄付をする者であるといふ逆鱗に觸れるに至つたものと見える。而して章嘉に對しては證明の恩師として益々深く信仰され、後に藩邸を捨して雍和宮と爲し、章嘉の北京常駐の喇嘛廟とされたのである。

尙又迦陵は曾て帝に五家の宗旨を研辨されんことを勧めたが、帝は之に反対し、寧ろ五家一致より進んで日月星を儒、佛、道の三教に當て、本、同一光の故に三教一致すべきものであると主張するに至つたのである。

（三）何れも「御選語錄」の「歷代禪師後集」の後序に出てゐる。

章嘉喇嘛　章嘉呼土克圖は、西藏に生れた。人々相傳へて達賴第二世の轉生であるという。第五世達賴の弟

子となり、康熙年代に北京に入観し、特に灌頂普慧廣慈の號を賜り、命ぜられて蒙古多倫泊彙宗寺の住持となつた。西藏、蒙古の諸王の崇信するもの多く、蒙、藏政治方面に大功があつた。雍正帝も亦即位前に於て最も敬慕せられ、「藩邸清閑の時、茶話に接すること十餘載なり」と記し、その事實を「御選語錄」の序に記録さるゝに至つた。

乾隆帝も亦即位の後、召して入京せしめ、大藏中の呪語の翻譯を命じ、その満、漢、梵の三書を以て對譯を作成するや、之を嘉納された。又蒙古の狼達爾瑪漢の亂によつて西藏譯の楞嚴經が散逸せるを惜しみ、譯して西藏語の完本となした。又莊親王を補け、同文韻統の編纂に從事した。乾隆四十一年逝く。

- （考）
〔新續高僧傳四集〕卷二。「清代通史」卷中ノ一三四頁。
- 〔清代通史〕卷中ノ一三四頁。
- 上出の御製後序。
- 御選語錄卷一八後序。

- 〔考〕
章嘉と迦陵とは其の實力識見に於ても多少の距離もある者毀教滅法、其後諸高僧補綴未全」云々

つたであらうが、寧ろ一は外藩の代表使臣の重任にある者であり且つ政治上に功あつた人である。一は之に反し單なる禪學研究の秘書的老人であつたのである。罪なくして追はれた迦陵は悲運と云はざるを得ない。

明鼎の寵遇 藩邸に伺候したる禪僧に、迦陵と同門の

明鼎がある。明鼎は、字は調梅、號は栗庵、晩年は自ら恬退翁と稱した。黃梅の馮氏の子、幼にして讀書するう

ちに禪味を慕ひ、二十歳にして匯源の石臼を禮して除髮し、萬松の大楚より受具した。遊參の結果、理安寺の夢菴によつて大悟す。夢菴の北京柏林寺に入るや、隨侍して到り、その入寂に際して柩を載せて南還し、吳の石林に葬り、その塔に廬すること五年。康熙五十一年、婁江の永寧寺の主となり、翌年北京の集雲堂に入りて宗鑑法林の較刻に當り、雍正の藩邸に出入してその諮詢を受け機縁深契した。其夏、五臺に上り靈感を受け、頗る徹通するに至る。五十二年、磬山聖月寺の主となり、殫精七年の後、理安寺に移りて又八年を過ぐ。雍正帝登極あるや、召して柏林寺に住せしめ、便殿に於て問答し、紫衣

如意等を下賜された。その十年、南に歸つたが、又十三年大藏刊修の爲め詔を受けて入京し、校讎稽攷に當らしめられた。刊修は乾隆三年に到つて完了し、勅によつて萬壽寺の主となり、僧錄を掌らしめらる。十六年七月壽七十二、臘五十四にて逝く。著に四會語錄十四卷あり、詩偈別錄もあり。

○「新續高僧傳四集」卷廿五。單行本に「調梅鼎禪師語錄」干四卷あり。

當今法會の人々 尚雍正帝の側近に侍したる者にして「御選語錄」の當今御會に入選の榮を得たる同時證入者十四人の中、王大臣八人、沙門五人、羽士一人とは左の如くである。

- 1、皇十六弟莊親王愛月居士
- 2、皇十七弟果親王自得居士
- 3、皇四子和碩寶親王長春居士
- 4、皇五子和碩和親王旭日居士
- 5、多羅平郡王福彭如心居士
- 6、大學士伯鄂爾泰坦然居士

7、大學士張廷玉澄懷居士
8、左都御史張照得天居士

(以上王大臣)

9、覺生寺文覺禪師元信雪鴻
10、聖因寺悟修禪師明慧楚雲

11、妙正真人婁近垣三臣

12、拈花寺方丈僧超善若水
13、萬壽寺方丈僧超鼎玉鉉

14、海會寺方丈文僧超盛如川

○ 9、10、11の三者の傳未明。

○ 12、13の二人は、14と俱にその名、乾隆帝の上諭に見ゆ。「雍正上諭」の後尾に附す。14の傳は次に出す。

龍藏重修[○]と超盛 雍正帝の、十三年、新に「藏經館」を開いて大藏經の重修を企てられ、明末以來の釋典を全國より貢進するを命じ、之を詳に調査して、宜しきものには「賜入藏」の恩典を受けた。事務は和碩莊親王に命じて之を董せしめ、超盛等をしてその編纂に當らしめた。

超盛は號は如川、武進莊氏の子、本名は深奕、字は匄山、少時、車より墮ちて救はれ、生死夢幻の理を悟り、

西山に登つて出家した。戒律精深にして釋典に洞徹せる

を以て、雍正帝の召見を受け、十一年、超善・超鼎の二

人とともに勅命により筇溪の法嗣となり、常に圓明園に

侍し、賢良寺の住持となつた。特に無闇永覺禪師の封號

と專勅と銀印を賜り、十三年一月には勅命によつて南に

回つて父を歸省したこともある。

大藏刊行のことは、雍正十三年より十年を経過して乾

隆三年に完了した。名けて龍藏といひ、卷數七千八百三

十八卷となり、萬曆の明藏に比して一千四百七十七卷の

増加を示した。依つて之を各省の寺院に頒布し、板木は

柏林寺に藏されることとなつた。

永覺の南下の際、隨行した者に明幢^(五)がある。明幢は蕪

湖の人、康熙五十九年北京に入り、次で五臺に上りて歸

京す。時に莊親王の知るところとなり、德勝庵に居らし

められ、十年武英殿に行走し、十二年命により法源寺

に住す。四月八日皇戒畢りて内庭に留められ、雍正帝よ

り紫衣、永明禪師像等を賜らる。次で命を受けて浙江淨

慈寺に住持たることとなり、十三年二月南下した。淨慈

の寺殿は重修され杭州の佛法は幢によつて復舊した。

④ 「大清重刻龍藏彙記」編輯員名簿には、僧人は超盛を筆頭

としてある。

⑤ 超盛傳の詳しきを未だ見ず。依つて「中國人名辭典」

(一一〇七頁)による。

⑥ 乾隆帝上諭による。「雍正上諭」に附して之を載す。

⑦ 明幢傳にて年代を加ふ。即ち「新續高僧傳四集」卷六十四。

同上

賜紫四度の宮廷僧 永覺超盛の弟子に明中^(一)がある。

明中は、字は大恒、又の字は夷虛、もと演中といつたが、

永覺より得法して玉林の支派に屬してより演を易へて

明とす。浙江の桐鄉の施氏、七歳にして秀水の楞嚴寺に

入りて薙染す。次で太師舍明に就て學習し、雍正十二年

北京法源寺にて皇戒を受け、留選二十三人中に入り、更

に復た選ばれたる四名とともに、命ぜられて吉祥苑の池

南に住して禪學を研精し、日々討論奏對し、遂に手勅數

千言及び杖鉢如意法帖等を賜り、二年を過ぎ、帝の崩御

に遇つて本籍に歸る。乾隆四年、永覺より受法し、同六

年浙江西湖の聖因寺の主となり、寺を聖祖の行宮と爲し

居ること十年、次で上天竺に移り、帝の南幸を迎へ、御製の詩を賜り、和韻一律並に南巡頌十八首を上り、依つて特に法喜寺の勅額を賜る。二十二年淨慈寺に移り、帝の重遊を迎へ紫衣を授かり、同二十七年及び三十年、帝の南巡を迎へて四度の紫衣を賜る。乾隆三十三年二月、

壽五十八にして示寂、臘は五十一。著に語錄二卷、詩集三卷あり、筆蹟亦貴重せらる。

④ 宮城内にあるものゝ如し。

玉林の法裔天慧 天慧は、諱は實徹、雍正帝が磬山玉林琇の法裔を訪ね、詔を下して天慧を入廷せしむ。奏對旨に稱ひ、紫衣を賜り、十二年、命ぜられて磬山聖月寺に住し、十三年また命を受けて揚州高旻寺に主となつた。天慧は揚州唐氏の子、十九歳にして同郷の報恩庵貫之の弟子となり、圓具の後、普明の浪山、靈鷲師翁に參じ、大悟の後は専ら叢林を行脚すること三十年、遂に勅召を受けて出世したのである。今その傳統を見るに、

玉林琇——棲雲岳——南岳顥——靈鷲誠——天慧徹而して高旻寺は天慧によつて興隆し、遂に現在支那第

一大叢林たるに至つた。乾隆五年、天慧は了凡際聖（三）に之を讓つて興化資福寺に入り、翌年又杭州崇福寺に移り、十年三月、壽六十三、臘四十三にして逝く。著に語錄あり。

⑤ 「天慧徹語錄」

⑥ 「中國佛教史」卷四ノ三十二。

⑦ 「新續高僧傳四集」卷廿五。

宮廷僧の墮落

斯様に玉林、筇溪の一派は歴代の恩

寵を蒙り、宮廷の僧闊と成つたが、その末流の中には遂に名聞の奴隸たるに至るものも出した。乾隆八年閏四月二十八日の上諭によると、雍正帝は、その十一年八月内に玉林筇溪の法嗣が昌ならざるを以て、超盛、超善、超鼎の三人に筇溪の嗣たらしめ、その後また十三年閏四月には續いて超海、超源、超廣、超成の四名に命じてその嗣たらしめた。但し、これらは何れも付法を経ざる勅命の後嗣であるから、深く戒心して努力すべきである。此中にて超盛は獨り清高なる生涯を送つたが、其餘のものは頗る香しからず、殊に、超善は、雍正帝の命によりて

磬山の住持となつたが、帝の崩御の後、乾隆八年、潛かに北京に上り、その乗船に黃旗を挿して「奉旨進京」の文字を大書して虛偽の名譽を誇つたのである。此事が暴露すると、調査の結果、超鼎等と何か策謀らしき事を行つた事も明白となり、又超海は早くも罪を畏れて自縊した。茲に於て乾隆帝は明諭を發して超善、超鼎、超海等の大妄語破戒の罪を數へ、以後、筇溪派たることを斥出せしめ、紫衣、法號を褫奪せらるゝに及んだ。

① 「雍正上諭」付錄の乾隆上諭による。

〔考〕 以上を要するに清廷の正統派佛教に対する態度は、三段階を経て居ることがわかる。即ち

- 1、晩年の順治帝の謙虚なる優禮的懷柔的態度。
- 2、康熙帝の不即不離の放任的态度。
- 3、雍正帝の干渉的、政策的統制的態度。

かくて乾隆帝の時代に及んで、禪宗は宮廷から去つたといふてもよいやうである。此後は、喇嘛教と儒學とが宮廷に力を得た。これは別に述べなければならぬ。

磬山系の諸派 一時盛大を示したる天童系も雍正帝の彈壓によつて天童寺を除く他の三峯等の諸派は潰滅された。又磬山系も、本源たる磬山聖月寺は超善の事件

以來振はず、反つてその支派の諸刹に繁榮を譲つたかに見える。而して今日、支那に存在する臨濟禪の大叢林は多くは磬山の門流に屬し、その傳統は三百餘年を経過し、江南佛教の中軸をなしてゐる。その主要なるものは、1、鎮江の金山寺——圓修の弟子箬庵通門の系統

2、楊州の高旻寺——天慧徹の重興^(三)

3、常州の天寧寺——金山の支派となる^(四)

4、西天目の禪源寺——玉林の再興以來つゝく

此外、天台の國清寺は高旻より分る。杭州の海潮寺は金山より分る。上海の留雲寺は海潮寺の分院の大をなせるもの。南京赤山の般若寺も金山の支派であり、天童寺亦髮賊亂後、金山の淨心によつて重興した。餘は枚舉に暇がない程である。

①②③④⑤⑥ 何れも「中國佛教史」卷四による。又「金山寺志」、「西天目寺志」、「天台山金志」、「天童寺志」を初め、杭州に關する」とは、「武林掌故叢編第三集」によりて知ることを得。

【餘 錄】

律宗と福聚の召見

清廷と佛教の關係は、更に乾隆

以後に亘つて記述する資料は幾多提供されてゐるが、之は要するに、「如何に朝廷から正統佛教は見捨てられて行つたか」といふことを検することとなるに止る。されば「民間に於て佛教は如何に維持されたか」といふことに就ての、清朝の一般的佛教の研究となつて發展せねばならぬのであるから、本稿の目的は此邊で大體完了したのである。

たゞ、茲に、清廷に於て正統佛教として臨濟宗を取扱つた外に、律宗に對しても特別なる尊重が加へられたのであるが、律宗は、南京の寶華山及び杭州招慶寺、北京法源寺等に過ぎず其の勢力は臨濟宗ほど繁榮しなかつたのである。今、蔣維喬居士の所説を引いてみると――

「近世の佛教各宗は、宋明以來と大異なし、惟だ最も注意すべきは、寶華山の律宗の重興となす。今に至るまで海内の戒學の中心となれるものはこれなり」⁽¹⁾

寶華山律宗の系統は(1)三昧寂光——(2)見月讀體——(3)定菴德基——(4)松隱真義——(5)閔緣常松——(6)珍輝寶詠——(7)文海福聚——(8)理筠性言——(以下今日

「律宗は宋の允堪、元照より以後も、未だ中絶せざりしと雖も、然も、元、明の間に典型ことごとく失はれ、

明末清初に至つて、古心律師あつて傑出し、其の嗣法の子孫、三昧と見月との兩律師繼いで起り、南山宗は是より復興す。三昧律師は戒壇を金陵（南京）の寶華山に創設し、四方の縉紳の戒を求むる者、みな之に趨らざるものなし。且つ清代は雍正年間より、度牒・試僧

の制は形もなく廢除されたれば、天下の叢林は隨處に戒を放つこととなり、是より方外の流品も漸く複雜に

趨むき、世の詬病となりしが、幸に寶華山の律あつて戒牒を以て度牒に代へて稍や制限を示せり。寶華の累代の祖師は、世々相傳へて宗風衰ふることなく、其の近世佛教史の上に影響するところ重且つ大なるに至れり。」⁽²⁾といつてゐる。

につゝく（定菴の同門の宣潔は杭州昭慶寺に別立す）

此中、福聚の時に至つて北京に召見されたのである。

^(四) 福聚は、字は文海、二愚と號した。姓は駱氏、浙江の義鳥の人。少時、橋上より水中に墜ちて救助されてより出家の志を起し、溧水の上方寺靜生について剃染し、苦修十年の後、寶華山の閻縁に従つて受具し、律部を研究しつゝ、諸方に游ぶこと八年、殊に天童の天目に参じて深契を得て歸り、閻縁及び珍輝相ついで示寂せしによつて寶華の主席となつた。雍正十二年、詔を奉じて都に入り

紫衣經典を賜つて感忠寺に居つた。感忠寺住持法藏も亦南山律を相承せしを以て聚に法席を譲つて幾許もなく遷化した。そこで帝は勅して寺名を法源寺と改め、聚を第一代の律祖と爲し、特に三壇大戒を開かしめ、和碩親王及び内府官に命じて壇事を董理せしめ、普く衣鉢を給して法戒を傳授した。其の傳戒の弟子は千八百十有九人に及んだ。戒壇の事畢つて後、法源寺の席を慧寬に繼がしめ、別に定慧寺を創立して退居し、法源寺の嗣法は更に弟子性實に傳へしめた。乾隆二年、寶華山三代の祖師

の著述を編纂して入藏を請うて允された。晩年に及び、

南歸を請ふや、乾隆帝は紫衣を賜ひ且つ内帑を發して

寶華山隆昌寺の殿宇寮舍を修飾せしめられた。同三十年八月、壽八十（臘七十、夏五十四）にして寂した。主席たること三十餘年、學徒數十萬に達した。有名なる弟子八十二人あり、高足の者にして南北の叢林に席を主るものの二十餘人に及んだ。著に瑜伽補註、施食儀觀、南山宗統、寶華志餘の諸篇がある。

○(三) 「中國佛教史」卷四。

③ 「寶華山志」、「中國佛教史」卷四、各祖の傳は何れも明白にして、支派には法源寺系、杭州招慶寺系、南京古林寺系あるも今は略す。

④ 福聚傳は、「新續高僧傳四集」にあるも、こは「寶華山志」より取りたることを知る。『中國佛教史』卷四は略傳なり。

尙、これを以ても知らることは律宗と特に別稱するも、然も、内實は禪宗と一體不離の關係にあることが分る。日本の諸宗が全然相互に關係せざるが如きものと同視することは出來ないのである。